

1章 基本事項

プラン改定の趣旨

- これまで地震対策を中心に取り組んできたが、近年台風等に伴う大規模な風水害、土砂災害が頻発化・激甚化しており、他の自然災害への対策も必要となっている。
- こうした中、感染症禍における複合災害への対応も必要となっている。
- 発生確率が非常に高い南海トラフ巨大地震や、直下型地震の発生の確率も高まっている。
- これらのことを総合的に勘案すると、市町の受援計画策定支援、地区防災計画策定支援など現行プランのこれまでの取組を継承することはもちろん、新たな課題にも取り組む必要がある。
- このことから今回、「滋賀県防災プラン」として改定する。

基本理念

- 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力（自助）」、「地域力（共助）」、「行政力（公助）」として強化する。
- 災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行う。
- 一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供する。

近年発生した大規模災害の課題と教訓

- 平成30年(2018年)6月18日 大阪北部地震
 - ・ブロック塀の倒壊による死亡事故や、多くの帰宅困難者の発生などが課題となった。
 - ・鉄道の緊急停止により14万人が車内に閉じ込められた。
- 平成30年(2018年)6月29日～ 西日本豪雨
 - ・洪水時のダム管理や農業用ため池の対策、住民の防災リテラシーの向上（避難情報等が住民の避難行動に結びついていない）や、災害時要配慮者の避難（高齢者や障害者等に被害が集中）などが課題となった。
 - ・倉敷市真備町ではハザードマップと実際の浸水区域がほぼ同じであるにも関わらず51名が溺死したがその内44人が非流失家屋の屋内で被災している。また70歳以上の犠牲者の割合が約80%以上であった。
- 平成30年(2018年)9月3日～ 台風第21号
 - ・近畿地方を中心に被害。関西電力管内の8府県で約224万戸が停電（滋賀県16.9万戸）。
 - ・孤立集落の発生（県道麻生古屋梅ノ木線、小浜朽木高島線などにおいて倒木によるもの）や、停電復旧の遅れ（復旧に約1週間）などが課題となった。
- 平成30年(2018年)9月6日 北海道胆振東部地震
 - ・北海道厚真町で最大震度7を観測。広範囲で土砂崩れや液状化、苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電。大規模停電対策などが課題となった。
 - ・自家発電設備を備えてない庁舎は災害応急対策に支障を来した。
- 令和元年(2019年)9月7日～ 台風15号（令和元年房総半島台風）
 - ・自治体の初動対応の遅れや市町との連携、大規模停電などが課題となった。
 - ・千葉県の7.6万戸の住宅被害のうち約9割が一部損壊であったことなどを受け、災害救助法による応急修理制度が拡充された。
- 令和元年(2019年)10月12日～ 台風19号（令和元年東日本台風）
 - ・リスク情報の周知（ハザードマップと浸水地域がほぼ一致）や災害時要配慮者の避難（高齢者や障害者等に被害が集中）などが課題となった。
 - ・住宅の浸水被害が5.3万戸以上となった。被災によって亡くなった方のうち、約6割が屋外で被災し、かつその半数以上が車で移動中に被災したものであった。また65才以上の犠牲者の割合が約65%以上であった。
- 令和2年(2020年)7月3日～ 令和2年7月豪雨（コロナ禍における最初の大規模災害）
 - ・実行性のある避難確保計画の作成（特別養護老人ホームで14名が犠牲）や、新型コロナウイルス感染症禍での避難所運営や災害ボランティアの限定的受入れ（県内のみ募集）などが課題となった。また65才以上の犠牲者の割合が約79%以上であった。

計画期間 令和3年度～令和5年度

プランの位置付け

- このプランは、これまでの地震対策の取組を継承し、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。
- 「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のうち、重点的に取り組むアクションプランである。
- なお、このプランは、大規模地震対策をはじめ災害対策全般を対象とする。

2章 実行計画

個別事項(主なもの) ※下線は新規重点取組事項

実行1	受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織と連携を強化します	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症禍にも対応した県の受援計画の見直し ・受援計画策定支援 ・既存災害時応援協定締結先との連携促進 ・災害廃棄物処理対応能力の強化他
実行2	寄り添い型・協働型避難者支援を実現します	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅・車中泊、テント泊等の避難者の把握と対応 ・濃厚接触者等の円滑に避難できる仕組み検討 ・地震災害と原子力災害との複合災害時の避難対策 ・帰宅困難者対策
実行3	要配慮者へ合理的配慮を提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の個別計画の作成支援 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援 ・避難所の合理的配慮
実行4	被災者の生活再建を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度と県独自制度の周知 ・AIを活用した速やかな被災者支援 ・応急仮設住宅マニュアルの浸透、随時点検内容見直し ・家屋被害認定・り災証明発行支援
実行5	大規模停電に備えた対策を進めます(新規項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要インフラ確保のための予防伐採 ・非常用発電設備の機能確保
実行6	当事者力・地域力を高めます	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ・タイムラインの普及などとするべき行動の理解を促進 ・生活に根ざした生活防災の推進 ・中小企業の事業継続計画の策定等支援 ・自主防災組織の充実強化 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
実行7	ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化 ・職員の防災意識・災害対応能力の向上 ・県有施設等のソフト、ハード対策による機能確保と強化 ・緊急輸送道路確保のための無電柱化推進